

石川県公報

平成 25 年 1 月 8 日

第 1 2 5 5 9 号 (火曜日)

毎週 2 回 火曜 金曜 発行

目 次

告 示		目 次	
石川県が発注する建設工事及び測量、建設コンサルタント等の業務の一般競争入札並びに指名競争入札に参加する資格を得ようとする者に必要な資格等の一部改正 (監理課)	1	大規模小売店舗立地法による意見の概要の公告 (経営支援課)	9
一般国道の区域の変更 (道路整備課)	6	県営土地改良事業に係る換地計画の決定及び縦覧公告 (経営対策課)	10
一般国道の供用の開始 (同)	6	公共測量実施公告 (監理課)	10
県道の区域の変更 (同)	6	監 査 委 員	
県道の供用の開始 (同)	6	定期監査結果公表	10
都市計画事業の事業計画の変更の認可 (公園緑地課)	7	財政的援助団体等監査結果公表	11
公 告		定期監査の結果報告に基づいて講じた措置の公表	11
入札公告 (情報政策課)	7	財政的援助団体等の監査結果報告に基づいて講じた措置の公表	12
特定非営利活動法人の定款変更認証申請公告 (県民交流課)	8	正 誤	
		平成24.12.25第12556号中	12

告 示

石川県告示第2号

石川県が発注する建設工事及び測量、建設コンサルタント等の業務の一般競争入札並びに指名競争入札に参加する資格を得ようとする者に必要な資格等 (平成8年石川県告示第354号) の一部を次のように改正し、公表の日から施行する。

なお、平成25年3月1日前の申請に係る随時審査については、改正後の第2の規定にかかわらず、なお従前の例による。

平成25年1月8日

石川県知事 谷 本 正 憲

第1中「参加することが」を「参加」に、「知事」を「、知事」に改める。

第2の1中「入札参加資格審査」を「第1の規定による審査 (以下「入札参加資格審査」という。)」に改め、第2の1(1)を次のように改める。

(1) 建設工事については、次のいずれにも該当する者であること。

ア 建設業法 (昭和24年法律第100号。以下「法」という。) 第3条第1項の規定による許可を受けており、かつ、法第27条の23第2項に規定する経営事項審査を受け、当該審査の結果について、法第27条の29第1項の規定による総合評定値の請求をしている者

イ 雇用保険法 (昭和49年法律第116号) 第5条第1項に規定する適用事業を営む事業主である個人又は団体にあつては、雇用する労働者が同法第4条第1項に規定する被保険者となったことについて、同法第7条の規定による届出をしている者

ウ 健康保険法 (大正11年法律第70号) 第3条第3項及び厚生年金保険法 (昭和29年法律第115号) 第6条第1項に規定する適用事業所の事業主である個人又は団体にあつては、当該適用事業所の事業主となったことについて、健康保険法第48条及び厚生年金保険法第27条の規定による届出をしている者

第2の1(2)中「該当する者」の次に「であること。」を加え、第2の1(3)中「第4に定める競争入札参加資格審査申請書 (以下「申請書」という。) の提出日」を「入札参加資格審査の申請日」に改め、「者」の次に「であること。」を加え、第2の1(4)を次のように改める。

(4) 次のア又はイに掲げる者でないこと。

ア 令第167条の4第1項に該当する者

イ 令第167条の4第2項各号のいずれかに該当し、期間を定めて一般競争入札に参加させないこととされた者のうち、当該期間を経過しない者

第2の2を次のように改める。

2 入札参加資格審査を申請できる共同企業体は、第5の1の規定により決定した者（以下「入札参加資格者」という。）で構成されるもので、別に定める特定建設工事共同企業体及び経常建設共同企業体とする。

第3を次のように改める。

第3 入札参加資格審査及び審査基準日

入札参加資格審査は、定期に行うもの（以下「定期審査」という。）及び随時に行うもの（以下「随時審査」という。）の2種類とし、当該審査及びその基準日（以下「審査基準日」という。）については、次のとおりとする。

(1) 定期審査

ア 県内に主たる営業所を有する者（経常建設共同企業体を除く。）については、2年に1回、西暦偶数年度に行うものとし、その申請期間は別に定めるものとする。この場合の審査基準日は、当該年度の10月1日直前の事業年度の終了の日とする。

イ 県外に主たる営業所を有する者については、2年に1回、西暦奇数年度に行うものとし、その申請期間は別に定めるものとする。この場合の審査基準日は、当該年度の10月1日直前の事業年度の終了の日とする。

ウ 経常建設共同企業体については、毎年度行うものとし、その申請期間は別に定めるものとする。

(2) 随時審査

都合により申請期間内に定期審査の申請ができなかったもの及び申請業種を追加するものについては、随時に行うものとし、その申請期間は別に定めるものとする。この場合の審査基準日は、申請日の属する年度の前年度の10月1日直前の事業年度の終了の日とする。

第4の2を次のように改める。

2 1の申請には、次に掲げる申請者の区分に応じ、それぞれに定める書類を添付するものとする。

(1) 建設工事について申請する者（共同企業体を除く。）

ア 納税証明書

イ 法第27条の27の規定による経営規模等評価結果通知書（以下「経営規模等評価結果通知書」という。）及び法第27条の29第1項の規定による総合評定値通知書（以下「総合評定値通知書」という。）の写し

ウ その他知事が必要があると認める書類

(2) 建設工事について申請する共同企業体

ア 共同企業体協定書

イ 各構成員の経営規模等評価結果通知書及び総合評定値通知書の写し

ウ その他知事が必要があると認める書類

(3) 委託業務について申請する者

ア 納税証明書

イ 第2の1の(2)のアからオまでに掲げる登録を証するものの写し

ウ 経営状況及び業務経歴等を確認できるもの

エ 技術職員名簿（別記様式第2号）

オ その他知事が必要があると認める書類

第5の2中「1の規定により決定した者（以下「入札参加資格者」という。）を」を「入札参加資格者を、石川県財務規則（昭和38年石川県規則第67号）第111条第2項及び第125条の規定による」に改める。

第6中「入札参加資格者の資格」を「入札参加資格」に、「当該資格」を「第5の1」に、「定期の入札参加資格審査」を「定期審査」に改める。

第7を次のように改める。

第7 申請内容変更の届出

入札参加資格審査の申請者は、当該申請の内容について、次の表に掲げる事項に変更があったときは、直ちに、資格申請内容変更届出書（別記様式第3号）に同表に掲げる添付書類を添えて、知事に提出しなければならない。

変 更 事 項		添 付 書 類
商号又は名称		登記事項証明書の写し
所在地		契約等に関する権限を委任している場合は、委任状
代表者		登記事項証明書の写し 契約等に関する権限を委任している場合は、委任状 法第 3 条第 1 項による県知事許可を受けていない場合は、役員名簿
代表者以外の役員又は理事		法第 3 条第 1 項による県知事許可を受けていない場合は、役員名簿
資本金		登記事項証明書の写し
郵便番号		
電話番号		
契約等に関する権限の受任者について	支店等の名称	委任状
	支店等の所在地	
	受任者	委任状 役員名簿
	支店等の郵便番号	
	支店等の電話番号	
許可及び登録等について		変更を証するもの (証明書の写し等)
申請業種の全部又は一部取下げ		変更を証するもの (廃業届の写し等)

第 8 の 1 中「又は(3)に掲げる」を「から(4)までのいずれかに該当する」に改める。

第 8 の 2 中「別記様式第 6 号」を「別記様式第 4 号」に改める。

第 9 の 1 を次のように改める。

1 知事は、入札参加資格者が次の(1)から(4)までのいずれかに該当するに至ったときは、その入札参加資格を取り消すものとする。

- (1) 建設工事の入札参加資格者にあつては、第 2 の 1 の(1)の要件に該当しない者となったとき。
- (2) 委託業務の入札参加資格者にあつては、第 2 の 1 の(2)の要件に該当しない者となったとき。
- (3) 令第 167 条の 4 第 1 項又は第 2 項に該当したとき。
- (4) 第 4 に定める申請の内容及び添付書類の重要な事項について、故意に虚偽の記載等をしたとき。

第 9 の 2 中「(3)」を「(4)」に、「より資格」を「より入札参加資格」に、「その資格」を「当該共同企業体の入札参加資格」に改める。

別記様式第 2 号 (その 1) から別記様式第 3 号までを削り、別記様式第 4 号を別記様式第 2 号とし、同様式の次に次の 4 様式を加える。

別記様式第 3 号 (その 1 の 1)

(建設工事・電子届出用)

資格申請内容変更届出書

年 月 日

殿

所 在 地

商号又は名称

代 表 者

〒

TEL

貴庁に提出済みの 年度建設工事競争入札参加資格審査申請書について、下記のとおりその記載内容に一部変更がありましたので、関係書類を添えて届け出ます。

なお、この変更届の記載事項については、事実と相違ないことを誓約いたします。

記

許 可 番 号 (国土交通大臣 許可 (般 特) 第 号) 知 事

許 可 年 月 日 年 月 日

変更事項	変 更 前	変 更 後	変更年月日
			年 月 日
			年 月 日
			年 月 日
			年 月 日
			年 月 日
			年 月 日

添 付 書 類 変更事項を証明できる書類
変更年月日 実際に変更のあった年月日を記入のこと。

別記様式第 3 号 (その 1 の 2)
(建設工事・書面届出用)

資格申請内容変更届出書

年 月 日

殿

所 在 地
商号又は名称
代 表 者
〒 TEL

貴庁に提出済みの 年度建設工事競争入札参加資格審査申請書について、下記のとおりその記載内容に一部変更がありましたので、関係書類を添えて届け出ます。

なお、この変更届の記載事項については、事実と相違ないことを誓約いたします。

記

許 可 番 号 (国土交通大臣 許可 (般 特) 第 号) 知 事

許 可 年 月 日 年 月 日

変更事項	変 更 前	変 更 後	変更年月日
			年 月 日
			年 月 日
			年 月 日
			年 月 日
			年 月 日
			年 月 日

添 付 書 類 変更事項を証明できる書類
変更年月日 実際に変更のあった年月日を記入のこと。

別記様式第 3 号 (その 2 の 1)

(委託業務・電子届出用)

資格申請内容変更届出書

年 月 日

殿

所 在 地

商号又は名称

代 表 者

〒

TEL

貴庁に提出済みの 年度委託業務競争入札参加資格審査申請書について、下記のとおりその記載内容の一部変更がありましたので、関係書類を添えて届け出ます。

なお、この変更届の記載事項については、事実と相違ないことを誓約いたします。

記

変更事項	変 更 前	変 更 後	変更年月日
			年 月 日
			年 月 日
			年 月 日
			年 月 日
			年 月 日
			年 月 日

添 付 書 類 変更事項を証明できる書類

変更年月日 実際に変更のあった年月日を記入のこと。

別記様式第 3 号 (その 2 の 2)

(委託業務・書面届出用)

資格申請内容変更届出書

年 月 日

殿

所 在 地

商号又は名称

代 表 者

〒

TEL



貴庁に提出済みの 年度委託業務競争入札参加資格審査申請書について、下記のとおりその記載内容の一部変更がありましたので、関係書類を添えて届け出ます。

なお、この変更届の記載事項については、事実と相違ないことを誓約いたします。

記

変更事項	変 更 前	変 更 後	変更年月日
			年 月 日
			年 月 日
			年 月 日
			年 月 日
			年 月 日
			年 月 日

添 付 書 類 変更事項を証明できる書類

変更年月日 実際に変更のあった年月日を記入のこと。

別記様式第5号(その1)及び別記様式第5号(その2)を削り、別記様式第6号を別記様式第4号とする。

石川県告示第3号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、次のとおり一般国道の区域を変更した。

なお、その関係図面は、平成25年1月8日から同月23日まで縦覧に供する。

平成25年1月8日

石川県知事 谷 本 正 憲

路線名	道路の区域				関係図面の縦覧場所
	変更の区間	旧新別	敷地の幅員(m)	延長(m)	
249号	輪島市長井町式字51番1地先から 輪島市長井町式字37番2地先まで	旧	10.80~14.20	79.7	奥能登土木 総合事務所 維持管理課
		新	10.80~20.95	79.7	

石川県告示第4号

次のとおり一般国道の供用を開始したので、道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、告示する。

なお、その関係図面は、平成25年1月8日から同月23日まで縦覧に供する。

平成25年1月8日

石川県知事 谷 本 正 憲

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日	関係図面の縦覧場所
249号	輪島市長井町式字51番1地先から 輪島市長井町式字37番2地先まで	平成25年1月8日	奥能登土木 総合事務所 維持管理課

石川県告示第5号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、次のとおり県道の区域を変更した。

なお、その関係図面は、平成25年1月8日から同月23日まで縦覧に供する。

平成25年1月8日

石川県知事 谷 本 正 憲

路線名	道路の区域				関係図面の縦覧場所
	変更の区間	旧新別	敷地の幅員(m)	延長(m)	
穴水劔地線	鳳珠郡穴水町字大町ヨ107番1地先から 鳳珠郡穴水町字大町ヨ110番8地先まで	旧	6.20~7.00	51.0	奥能登土木 総合事務所 維持管理課
		新	6.40~11.50	51.0	
七尾輪島線	輪島市大和町176番1地先から 輪島市三井町渡合下渡合7番3地先まで	旧	9.60~18.60	464.1	"
		新	14.20~20.85	464.1	

石川県告示第6号

次のとおり県道の供用を開始したので、道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、告示する。

なお、その関係図面は、平成25年1月8日から同月23日まで縦覧に供する。

平成25年1月8日

石川県知事 谷 本 正 憲

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日	関係図面の縦覧場所
穴水劔地線	鳳珠郡穴水町字大町3107番1地先から 鳳珠郡穴水町字大町3110番8地先まで	平成25年1月8日	奥能登土木 総合事務所 維持管理課
七尾輪島線	輪島市大和町176番1地先から 輪島市三井町渡合下渡合7番3地先まで	"	"

石川県告示第7号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成25年1月8日

石川県知事 谷 本 正 憲

施行者の名称	都市計画事業の種類及び名称	事業地	事業施行期間
金 沢 市	金沢都市計画公園事業5・6・1号卯辰山公園	(1) 収用の部分 変更なし (2) 使用の部分 なし	平成13年3月9日から 平成29年3月31日まで

公 告

入 札 公 告

次のとおり一般競争入札を実施する。

平成25年1月8日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 調達内容

(1) 借上件名及び数量

石川県庁会議デジタル設備（その2） 借上げ 一式

(2) 調達件名の特質等

仕様書による。

(3) 借上期間

平成25年3月1日から平成30年2月28日まで

(4) 借上場所

別途指定する場所

(5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札参加者資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 平成10年度以降石川県が発注する物品の製造の請負、物品の購入等の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査の申請の時期及び方法等（平成9年石川県告示第581号）に基づき、平成24年度において競争入札参加者資格を有すると認められた者であること。

(3) 指名停止の措置を受けている者でないこと。

(4) この公告に係る入札説明書の交付を受けた者であること。

3 契約条項を示す場所等

- (1) 契約条項を示す場所及び問い合わせ先

〒920 - 8580 金沢市鞍月1丁目1番地

石川県企画振興部情報政策課ネットワーク管理担当

電話番号 076 - 225 - 1322 F A X 番号 076 - 225 - 1328

- (2) 入札説明書の交付方法

(1)の場所において交付

- (3) 入札書の交付期間

平成25年1月8日(火)から同月16日(水)までの県の機関の休日を除く毎日午前9時から午後5時まで

4 入札の日時及び場所

平成25年1月18日(金)午後2時

〒920 - 8580 金沢市鞍月1丁目1番地

石川県庁行政庁舎811会議室(入札後、即時開札する。)

5 入札に関する注意事項

- (1) 入札参加者は、入札説明書及び仕様書を熟覧の上、入札しなければならない。
- (2) 入札参加者は、金額を示した見積内訳書を持参しなければならない。提出を求めることがある。
- (3) 郵便又は電報による入札を認めないので、入札参加者は4に定める入札の日時及び場所に集合すること。

6 その他

- (1) 入札保証金及び契約保証金

免除

- (2) 入札の無効

この公告に示した競争入札参加者資格のない者の提出した入札書、入札者に要求される義務を履行しなかった者の提出した入札書その他入札説明書に示す無効の入札書は、無効とする。

- (3) 契約書作成の要否

要

- (4) 落札者の決定方法

石川県財務規則(昭和38年石川県規則第67号)第119条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

- (5) 入札又は開札の取消し又は延期による損害

天災その他やむを得ない事由がある場合又は入札に関し不正行為がある等により明らかに競争の実効がないと認められる場合は、入札又は開札を取り消し、又は延期することがある。この場合において、入札又は開札の取消し又は延期による損害は、入札者の負担とする。

- (6) その他

詳細は、入札説明書による。

特定非営利活動法人の定款変更認証申請公告

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第25条第3項の規定により、特定非営利活動法人の定款変更の認証の申請があった。

平成25年1月8日

石川県知事 谷 本 正 憲

- 1 申請のあった年月日

平成24年12月18日

- 2 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 世代間交流サロン・オアシス

- 3 代表者の氏名

東谷 康代

- 4 主たる事務所の所在地

金沢市みどり2丁目6番地5

5 定款に記載された目的

この法人は、地域で暮らす人々特に高齢者及び学童が有意義かつ、文化的な生活が送れるよう、また誇りをもって地域で生きていくことができるように支援する事業を行い、活力・理性ある地域社会の実現に寄与することを目的とする。

1 申請のあった年月日

平成24年12月19日

2 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 アスベの会石川

3 代表者の氏名

谷口 幸代

4 主たる事務所の所在地

金沢市中央通町20番25号

5 定款に記載された目的

この法人は、高機能広汎性発達障害児（者）とその家族、関係者及び地域社会に対して、適切な療育、正しい知識の啓蒙、幸せな社会生活の場の提供に関する事業を行い、もって高機能広汎性発達障害児（者）のよりよい成長、幸福な人生の創造に貢献するとともに社会全体の利益の増進に寄与することを目的とする。

1 申請のあった年月日

平成24年12月19日

2 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 福寿草の郷

3 代表者の氏名

高橋 竹夫

4 主たる事務所の所在地

加賀市山中町西住町二25番地 1

5 定款に記載された目的

この法人は主に江沼郡及び加賀市の人々に対し、青少年の健全育成事業及び障害者の自立支援事業を行い、社会福祉の向上に寄与することを目的とする。

大規模小売店舗立地法による意見の概要の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第 8 条第 1 項及び第 2 項の規定による大規模小売店舗に関する意見の概要は、次のとおりである。

平成25年 1 月 8 日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

コンフォモール内灘

河北郡内灘町千鳥台 4 丁目 1 番地、千鳥台 5 丁目 1 番地

2 届出の内容及び届出の公告の日

内容 大規模小売店舗を設置する者の名称、住所及び代表者の氏名、大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名の変更

公告日 平成24年 8 月24日

3 市町村の意見の概要

市町村名 内灘町

意見の概要 意見なし

4 居住者等の意見の概要

居住者等の意見なし

5 意見の縦覧場所

石川県商工労働部経営支援課及び石川県行政情報サービスセンター

6 意見の縦覧期間

平成25年1月8日から同年2月8日まで

県営土地改良事業に係る換地計画の決定及び縦覧公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第1項の規定により、次のとおり県営土地改良事業に係る換地計画を定めたので、その関係書類を平成25年1月9日から同年2月7日まで縦覧に供する。

なお、この換地計画については、同条第4項において準用する同法第87条第6項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に異議申立てをすることができる。

また、同法第89条の2第4項において読み替えて準用する同法第87条第7項の規定による異議申立てに対する決定に不服がある者は、同法第89条の2第4項において準用する同法第87条第10項の規定により、県を被告として（県を代表する者は、知事となる。）、当該決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、当該決定に対しのみ、取消しの訴えを提起することができる。

平成25年1月8日

石川県知事 谷 本 正 憲

事業名	地区(工区)名	縦覧に供する書類	縦覧場所
県営中山間地域総合整備事業	石坂・向瀬地区	換地計画書の写し	石川県中能登農林総合事務所 土地改良部計画課

公共測量実施公告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、野々市市柳町土地区画整理組合設立準備委員会委員長から、次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成25年1月8日

石川県知事 谷 本 正 憲

作業種類	作業期間	作業地域
公共測量 (野々市市柳町土地区画整理事業)	平成25年1月7日から 同年6月28日まで	野々市市西部地域

監 査 委 員

定期監査結果公表

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定に基づき、平成24年度の財務事務に係る監査を実施したので、その結果を次のとおり公表する。

平成25年1月8日

石川県監査委員 山 田 省 悟
同 盛 本 芳 久
同 安 田 慎 一
同 織 田 静 代

監査箇所名	監査年月日	監査の対象	監査の結果
大聖寺実業高等学校	平成24年12月20日	平成24年9月末日現在	所管の業務をはじめ、財務に関する事務の執行は、おおむね適正に処理されていると認める。
大聖寺高等学校	〃	〃	〃
小松瀬領特別支援学校	〃	〃	〃
小松特別支援学校	〃	〃	〃
加賀聖城高等学校	〃	〃	〃

錦城特別支援学校	〃	〃	〃
錦城学園	〃	〃	〃
小松高等学校	〃	〃	〃
金沢向陽高等学校	平成24年12月25日	〃	〃
羽咋工業高等学校	〃	〃	〃
羽咋高等学校	〃	〃	〃
消防学校	〃	〃	〃
南部家畜保健衛生所	〃	〃	〃
金沢西高等学校	〃	〃	〃
金沢産業技術専門校	〃	〃	〃

財政的援助団体等監査結果公表

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定に基づき、平成23年度の財政的援助等に係る監査を実施したので、その結果を次のとおり公表する。

平成25年1月8日

石川県監査委員 山 田 省 悟
 同 盛 本 芳 久
 同 安 田 慎 一
 同 織 田 静 代

監 査 箇 所 名	監査年月日	監 査 の 結 果
石川県健民運動推進本部	平成24年12月25日	補助金に係る出納その他の事務の執行は、おおむね適正に処理されていると認める。

定期監査の結果報告に基づいて講じた措置の公表

石川県公安委員会より標記のことについて、別紙のとおり通知を受けたので地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により公表する。

平成25年1月8日

石川県監査委員 山 田 省 悟
 同 盛 本 芳 久
 同 安 田 慎 一
 同 織 田 静 代

(別 紙)

石 公 委 第 7 4 号
 平成24年12月13日

石 川 県 監 査 委 員 様

石 川 県 公 安 委 員 会

平成24年11月30日付け石監査第400号で通知のあった監査の結果に基づき、下記のとおり措置を講じたので地方自治法第199条第12項の規定により通知します。

記

指 摘 事 項	機 関 名	監査結果に基づき講じた措置
<p>公用車の交通事故が発生しています。</p> <p>交通事故防止を推進しなければならない機関であり、安全運転に万全を期するよう厳重に注意してください。</p>	七尾警察署	<p>職員の交通事故防止対策として、該当職員に石川県安全運転研修所を利用した運転技術の再確認と安全運転に対する意識付けを行ったほか、部内の朝礼時や打ち合わせ時など、あらゆる機会を捉えて全職員に事故防止の指導・教養の徹底を図りました。</p> <p>今後とも、交通事故防止を推進しなければならない機関であることを踏まえ、公私を問わず交通事故防止に努めます。</p>

財政的援助団体等の監査結果報告に基づいて講じた措置の公表

石川県知事より標記のことについて、別紙のとおり通知を受けたので地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により公表する。

平成25年1月8日

石川県監査委員 山 田 省 悟
 同 盛 本 芳 久
 同 安 田 慎 一
 同 織 田 静 代

(別 紙)

障 福 第 2485 号
 平成24年12月21日

石 川 県 監 査 委 員 様

石川県知事 谷 本 正 憲

平成24年10月30日付け石監査第357号で通知のあった監査の結果に基づき、下記のとおり措置を講じたので地方自治法第199条第12項の規定により通知します。

記

指 摘 事 項	機 関 名	監査結果に基づき講じた措置
<p>石川県障害者自立支援基盤整備事業費補助金等の交付事務において、適正を欠くものがありました。</p> <p>補助事業の内容を的確に把握するとともに、団体の指導を徹底し、今後、このようなことがないよう十分注意してください。</p>	障害保健福祉課	<p>指摘のあった事項につきましては、補助金等の交付事務にかかる職員相互のチェック体制に万全を期するとともに、今後は、かかることがないよう適正な会計処理に努めてまいります。</p>

正 誤

平成24年12月25日発行の石川県公報第12556号中、正誤次のとおり

ページ	件 名	誤	正
4	石川県告示第569号	かほく市平90番地先から かほく市八野ホ151番地先まで	かほく市八野平90番地先から かほく市八野ホ151番地先まで
4	石川県告示第570号	かほく市平90番地先から かほく市八野ホ151番地先まで	かほく市八野平90番地先から かほく市八野ホ151番地先まで